

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	明石市 特別障害者手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、特別障害者手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和7年7月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による経過的福祉手当の支給に関する事務の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格の認定に関する事務 ・所得状況・現況申請に関する事務 ・各種届出に関する事務
③システムの名称	ふれあい（障害福祉システム）、共通宛名システム、統合宛名システム、中間サーバー、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国三手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び 別表の項番67 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番第92、第93、第119、第160 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番第13、第16、第19、第29、第42、第80、第125、第146、第158
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活支援室障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市福祉局生活支援室障害福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-1344
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請の受理時に他の書類が混じっていないかを確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログインは、IDとパスワードに加え、静脈情報によって行い、事務に応じて権限を設定している。また、人事異動があった場合は速やかに健編の修正をしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報提供にかかる法令根拠〉 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、2号、3号、4号、5号、第30条第10号、第44条第1号、2号、3号、4号、5号	〈情報照会にかかる法令根拠〉 ・番号法第19条第7号及び別表第二第67項、第68項、第69項、第85項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2 〈情報提供にかかる法令根拠〉 ・番号法第19条第7号及び別表第二第19項、第26項、第56項の2、第87項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条の2、第19条、第30条、第44条	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部障害福祉課	福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	瀧 浩人	中田 章雄	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター	明石市政政局市民相談室行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市福祉部障害福祉課	明石市福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
平成30年1月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報提供にかかる法令根拠〉 ・番号法第19条第7号及び別表第二第19項、第26項、第56項の2、第87項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条の2、第19条、第30条、第44条	〈情報提供にかかる法令根拠〉 ・番号法第19条第7号及び別表第二第9項、第12項、第15項、第19項、第26項、第56項の2、第87項、第110項、第120項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	中田 章雄	室長兼課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ふれあい(障害福祉システム)、共通宛名システム、統合宛名システム、中間サーバー	ふれあい(障害福祉システム)、共通宛名システム、統合宛名システム、中間サーバー、共通基盤システム	事前	
令和3年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報照会にかかる法令根拠〉 ・番号法第19条第7号及び別表第二第67項、第68項、第69項、第85項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2 ※情報提供について省略	〈情報照会にかかる法令根拠〉 ・番号法第19条第7号及び別表第二 第67項、第68項、第69項、第85項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ※情報提供について省略	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長兼課長	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者人数 いつ時点の計 数か 2取扱数 いつ時点の 計数か	平成27年9月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和4年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二 第67項、 第68項、第69項、第85項 ～中略～ <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二第9項、第 12項、第15項、第19項、第26項、第56項の2、第 87項、第110項、第120項 ～以下略～	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二 第67項、 第68項、第69項、第85項 ～中略～ <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二第9項、第 12項、第15項、第19項、第26項、第56項の2、第 87項、第110項、第120項 ～以下略～	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和4年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二 第67項、 第68項、第69項、第85項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第 43条の3の2 <情報提供にかかる法令根拠> ～以下略～	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二 第67項、 第68項、第69項、第85項、第121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第 43条の3の2、第59条の4 <情報提供にかかる法令根拠> ～以下略～	事前	
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の47の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第38条	・番号法第9条第1項及び 別表の項番67 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第38条	事後	軽微な修正（法改正に伴うもの）
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二 第67項、 第68項、第69項、第85項、第121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第 43条の3の2、第59条の4 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二第9項、第 12項、第15項、第19項、第26項、第56項の2、第 87項、第110項、第120項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11 条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、 第55条の3、第59条の3	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令 第2条項番第92、第 93、第119、第160 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令 第2条項番第13、第16、 第19、第29、第42、第80、第125、第146、第158	事後	軽微な修正（法改正に伴うもの）
令和7年7月16日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	2) 十分である。 判断根拠) 申請書の情報を入力した際には、必ずダブルチェックをするようにしている。	事後	様式変更のため
令和7年7月16日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	(新規)	4) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 2) 十分である。 判断の根拠) システムへのログインは、IDとパスワードに加え、静脈情報によって行い、事務に応じた権限を設定している。また、人事異動があった場合は速やかに健編の修正をしている。	事後	様式変更のため